

# 給 与 規 程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人真善会の職員に対する給与の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (給与の種類)

第2条 職員には、給料、特殊業務手当、管理職手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外手当、宿日直手当、夜勤手当、期末手当、勤勉手当、介護支援専門員手当、看護職員夜間待機手当、総括主任手当、主任手当、副主任手当及び退職金を支給する。

### (給料)

第3条 職員の給料は、正規の勤務時間による報酬とし、別表(1)の給料表の定めるところによる。

### (職務の級)

第4条 職員に対する給料の支給は、職員の職務、勤務態度、職務能力等を総合的に勘案して、職員ごとに等級を定める。

2 職能等級の基準は、別表(2)に定めるとおりとする。

### (初任給)

第5条 新たに職員となったものの初任給は、学歴、資格、年齢等に応じて別表(3)に定める号級とする。

2 新たに職員となった者で経験年数を有する者の初任給は、別表(4)に従い号級を加算することができる。

3 第1項及び第2項の規程により号級を決定する場合において、他の職員との均衡上必要と認めるときは、等級及び号給を調整することができる。

### (昇給・昇格)

第6条 職員が現に受けている給料の号級を受かるに至ったときから12か月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、昇給させることができる。

2 良好な成績で原則として3年以上の実務経験を積んだ職員については、1等級上位の職務の等級に昇格させることができる。但し、55歳以上の職員については、この期間を延長することができる。

3 昇給・昇格は、別に定める人事評価規程により勤務成績、技能、功績その他の事項を考慮して行うものとする。ただし、法人の業績の著しい低下やその他やむを得ない事由がある場合には、行わないことができる。

4 昇給・昇格の時期は、原則として4月1日とする。

### (特別昇給)

第7条 前条の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める職員は、昇給にあつては4号級を限度に、昇格にあつては2等級を限度に特別に昇給させることができる。ただし、職能等級表に定める等級を超えてはならない。

### (昇給しない場合)

第8条 次の各号に該当する者に対しては、昇給を行わないことができる。

(1) 休職中の者

(2) 勤務成績が極めて悪い者

(3) 昇給時期前の1年間の欠席率{(欠勤日数+休職日数+育児休業日数)÷所定出勤日数}が20%を超える者

(4) 懲戒処分を受けた者

(特殊業務手当)

第9条 給料の月額が、職務の複雑、困難、若しくは責任の度合い、又は勤務時間、職場環境、その他の条件が特殊な職務に対しては、その特殊性に基づき特殊業務手当を別表(5)により支給する。

(管理職手当)

第10条 管理職手当は、事業運営に関してこれを総括する職にある者に対して別表(6)により支給する。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げるもので他に生計の道がなく主として職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしない内縁関係の者を含む。)

(2) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある弟妹

(5) 重度心身障害者(身体障害者手帳の2級以上、又はそれに相当する者)

3 扶養手当の月額は、別表(7)に掲げる額とする。

4 扶養手当の支給は、第2項の事実が生じた日の属する月の翌日から開始し、この事実が消失したときは、その月をもって終わる。但し、事実の生じた日が月の初日である場合は、その月から支給する。

5 職員は、第2項に掲げる扶養親族の要件を具備する事実が生じたとき又は扶養親族たる要件を欠くに至ったときは、直ちに届け出なければならない。

(通勤手当)

第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して別表(8)により支給する。

(1) 通勤のため、交通機関を利用して、その運賃又は料金等を負担とすることを常例とする職員

(2) 通勤のため、自転車、原付2輪車及び4輪の自動車等を使用することを常例とする職員

(住居手当)

第13条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 自ら居住するための住宅(貸間を含む。)を借受か家賃を支払っている職員

(2) その所有に係わる住宅に居住している職員で、世帯主である者

2 住居手当の月額は、別表(9)に掲げる額とする。

(時間外勤務手当)

第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、別表(10)により時間外勤務手当を支給する。

2 管理職手当の支給を受けている職員に対しては、時間外勤務手当を支給しない。

(宿日直手当)

第15条 宿直又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき別表(11)に掲げる額を支給する。

(夜勤手当等)

第16条 正規の勤務として、夜間勤務、看護職員緊急時夜間自宅待機及び年末年始の勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して別表(12)により夜勤手当等を支給する。

(介護支援専門員手当)

第17条 介護支援専門員の業務に携わる職務に就く者には、月額10,000円を支給する。

(主任手当等)

第18条 総括主任としての責に就くよう理事長より命ぜられた者については月額15,000円を、また主任としての責に就くよう命ぜられた者については月額10,000円、並びに副主任としての責に就くよう命ぜられた者については月額5,000円を支給するものとする。

(介護職員処遇改善加算手当)

第19条 各部署の介護職員(訪問介護職員を含む。)については、平成24年4月分のサービス提供から介護報酬にあわせて交付される介護職員処遇改善加算(以下「処遇改善加算」という。)を処遇改善加算手当として支給する。

2 支給は、処遇改善加算を受領した翌月の給与支給日に支給する。

3 支給対象者は、給与計算期間に在職をしている全介護職員(訪問介護員含む。)とする。ただし、職員として採用された初回の給与では支給しない。

4 処遇改善加算手当は、各サービスごとの受領実績額を各サービスの介護職員に給与及び賞与の支給時に合わせ支給することができる。ただし、給与支給時の額は25,000円を限度とする。

5 処遇改善加算手当は、処遇改善加算が廃止された場合には支給しない。

(処遇改善手当)

第20条 処遇改善加算手当に該当する各サービスにおける介護職以外の職員(管理職を除く)については、処遇改善手当として月額5,000円を支給する。ただし、職員として採用された初回の給与では支給しない。

2 支給期間は、前条第5項の処遇改善加算手当に準じる。

(賞与)

第21条 賞与は、原則として夏期賞与を6月を1日及び冬期賞与を12月1日(この日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に支給する。

(賞与の配分方法)

第22条 賞与は、収支差額の範囲内で予算に定める額とし、夏期及び冬期の賞与を合わせたものが賞与算定基礎額の4か月分を目途に別表(13)により支給する。

(退職金)

第23条 職員に対する退職金については、「財団法人栃木県民間社会福祉施設職員退職共済財団」の共済契約に基づき、支給するものとする。

## 第2章 給与の支払

(給与の支払日)

第24条 給与は、前月の21日から20日までを計算期間とし、毎月28日(支払日が休日の場合はその前日)に支払う。

(給与の支払い方法)

第25条 給与は、その月の全額を現金で直接職員に支払う。ただし、本人の申し出により本人名義の口座に振り込むことができる。

2 前項の規程に係わらず、次に掲げるものは、支払いのとき控除する。

(1) 法令に定められたもの

(2) 職員代表と書面協定を行ったもの

(3) 給料の前渡し金、貸付金、給食費

(4) その他、法人において特別に定めたもの

(給与の日割り計算)

第26条 新たに職員となったものには、その日から給料を支給し、昇給、降格等により、給料

月額に移動を生じた者には、その日から新たに給料を支給する。

- 2 職員が退職し、又は死亡したときは、その日までの給料を支給する。
- 3 第1項または第2項の規定により給料を支給場合は、勤務の実日数を基礎として日割り計算により支給する。

(給与の減額)

第27条 職員が勤務しないときは（その勤務をしないことについて、特別の事情がある場合、又は理事長の承認を得た場合を除く。）、その勤務しない期間又は勤務しない時間につき、給与額を減額して支給する。

(死亡等の場合の給与の支払日)

第28条 職員が死亡退職、又は懲戒解雇などで離職した場合は、その日から7日以内に本人の権利に属する給与を支払う。

(日割り額の計算)

第29条 給与の支給に当たり、日割り計算の必要が生じたときは、給料月額をその月の出勤すべき日数で除した額を日割り額とする。

(業務上の傷病)

第30条 職員が業務上の傷病により療養のためやむを得ず出勤できないときは、その期間の給与の全額を支給する。

(休職期間中の給与)

- 第31条 就業規則第11条により休職を命ぜられた期間中における給与は次のとおりとする。
- (1) 第1号の場合は、休職を命ぜられてから1か月間は規定どおり支給し、その後は社会保険の傷病手当をもってこれに替える。
  - (2) 第2号の場合は、その都度これを決定する。

(有期雇用契約職員の給与)

第32条 有期雇用契約職員の給与は、別に定める。

(改正)

第33条 この規定の改正は、理事会の議決を得て行う。なお必要がある場合は職員代表の意見を聞くことができる。

(附則)

この規定は、社会福祉法人真善会が設立された日(平成9年9月4日)から施行する。

- 2 この規定は、平成10年8月5日に一部を改正し、同日から施行する。
- 3 この規定は、平成12年3月29日に一部を改正し、同日から施行する。
- 4 この規定は、平成14年3月28日に一部を改正し、同日から施行する。
- 5 この規定は、平成16年3月25日に一部を改正し、同日から施行する。
- 6 この規定は、平成16年7月1日に一部を改正し、同日から施行する。
- 7 この規定は、平成20年4月1日に一部を改正し、同日から施行する。
- 8 この規定は、平成21年4月1日に一部を改正し、同日から施行する。
- 9 この規定は、平成22年1月22日に一部を改正し、同日から施行する。
- 10 この規程は、平成24年3月29日に一部を改正し、平成24年4月1日から施行する。
- 11 この規程は、平成26年4月1日から施行し、4月分の給与から適用する。
- 12 この規程は、平成30年4月1日に一部を改正し、同日から施行する。  
ただし、賞与に関する規定については、平成31年4月1日から適用する。
- 13 前項の賞与に関する規程を含め、この規程は、平成31年4月1日から施行する。